平成２２年（フ）第３１号
宮城県石巻市北村字八工区西35番地２
債務者　櫻井　美穂
１　決定年月日時　平成22年３月15日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２１年（フ）第５３５号
山梨県南アルプス市小笠原370番地
債務者　杉山　春美
１　決定年月日時　平成22年３月12日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３９５号
長野県塩尻市大字広丘堅石2145番地149　サンコーポラスみどりが丘１―403
債務者　本田　　寛
１　決定年月日時　平成22年３月12日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第２９２２号
福岡市中央区桜坂１丁目17番10号
債務者　竹内　裕文
１　決定年月日時　平成22年３月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第５９２号
長崎県長崎市南町４番14号　サンハイツみなみ203号
債務者　中村　　惠
１　決定年月日時　平成22年３月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４０号
長崎県西彼杵郡時津町西時津郷184番地１
ラ・フォルシュ101
債務者　平山惠美子
１　決定年月日時　平成22年３月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５６号
長崎県長崎市片淵１丁目５番17号
債務者　安藝　幸代
１　決定年月日時　平成22年３月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１２５号
大分市金池町４丁目９番17号ごとうコーポ201
債務者　阿部　昌彦
１　決定年月日時　平成22年３月15日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第２８号
沖縄県南城市佐敷字津波古936番地　コーポ大盛301号
債務者　宮平　弘子
１　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第８６号
沖縄県那覇市首里大名町３丁目35番地　大名市営住宅16―307
債務者　金城　直子
１　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第１２号
山口県美祢市於福町上4378番地15、前住所山口県山陽小野田市大字西高泊1237番地62
債務者　室弥　謙志
１　決定年月日時　平成22年３月15日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２２年（フ）第１３号
山口県美祢市於福町上4378番地15、前住所山口県山陽小野田市大字西高泊1237番地62
債務者　室弥　京都（旧姓津田）
１　決定年月日時　平成22年３月15日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２１年（フ）第３５７６号
名古屋市中区栄１丁目21番17号　つばめ栄ビル702号
債務者　橋本　純一
１　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１８号
神戸市中央区花隈町15番11号村上ビル２Ｆ、従前の住所神戸市中央区花隈町５番21―1112号
債務者　理容ふみこと　中須賀富美香
１　決定年月日時　平成22年３月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３５号
神戸市兵庫区荒田町４丁目７番11号パレスサンノトーレ302、従前の住所兵庫県明石市大久保町西島768番地の15
債務者　田中　宗徳
１　決定年月日時　平成22年３月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１６７号
兵庫県三田市宮脇99番地１
債務者　向井寿美子
１　決定年月日時　平成22年３月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１７５号
神戸市東灘区魚崎中町２丁目３番19号プリマヴェーラ魚崎207号、従前の住所神戸市東灘区魚崎北町６丁目３番28号
債務者　井上　卓央
１　決定年月日時　平成22年３月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
神戸地方裁判所第３民事部